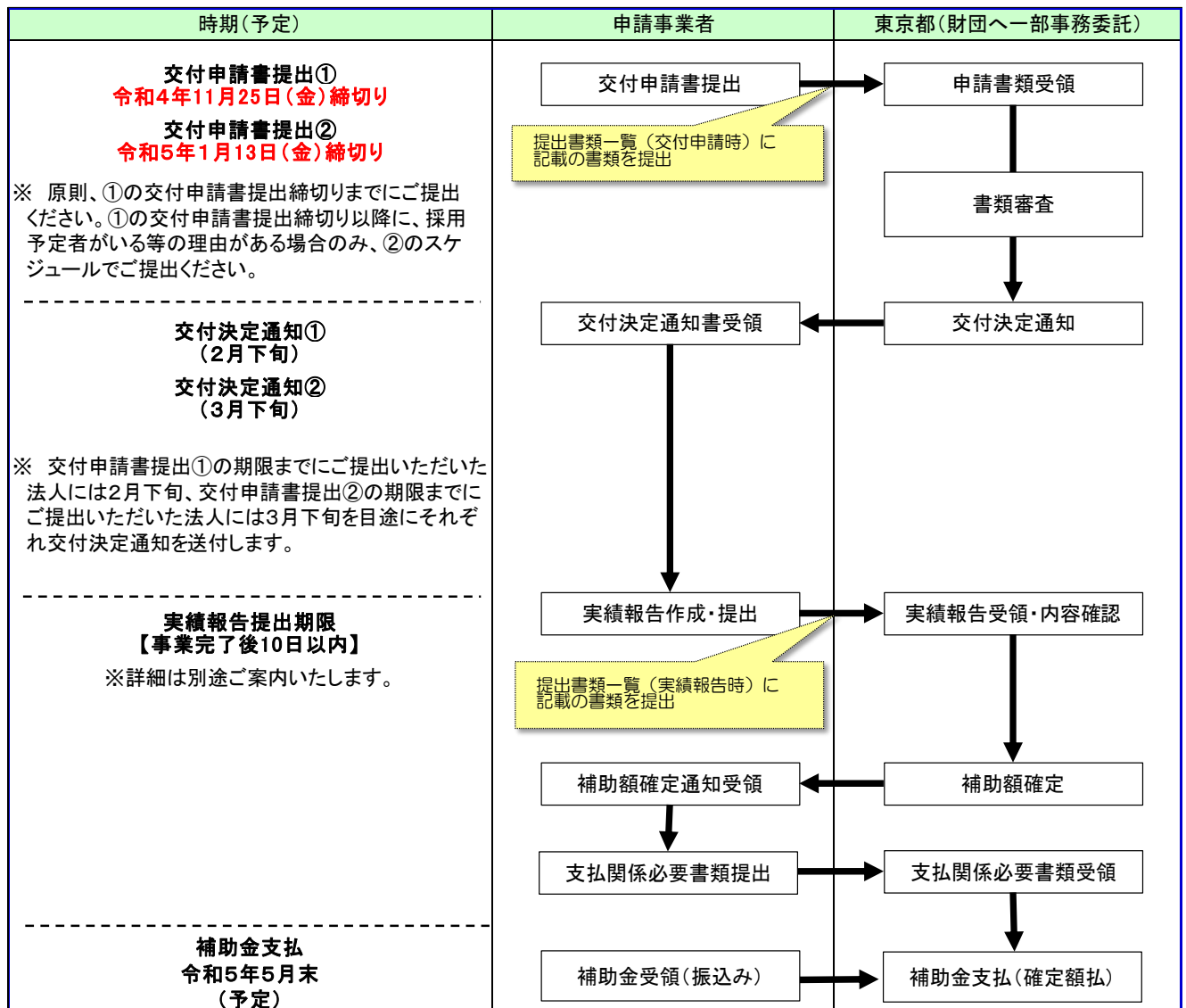


令和4年度の主な変更点・注意点

① 補助金申請スケジュールの変更

令和4年度の申請におきましては、**交付申請及び交付決定通知を2回に分けて実施いたします。**

詳細については以下の事業実施スケジュール（予定）をご確認ください。



② 対象職員の範囲の変更

令和2年度以前は学校等の卒業から5年未満の職員のみが補助対象でしたが、令和3年度以降は、**卒業後の経過年数を問わず、介護職員として通算6か月以上勤務した経験がない職員が対象**となっております。

- ① 令和4年1月2日から令和5年1月1日までに補助対象事業者に常勤の介護職員（有期雇用を除く）として採用されること。
- ② ①の採用日まで、**学校等を卒業していること。**
- ③ 介護福祉士となる資格を有していないこと。
- ④ 奨学金を返済していること。
- ⑤ 補助対象事業所に在籍していること。
- ⑥ 補助対象事業者に採用される日以前に、**介護職員として、通算6か月以上勤務した経験がない**こと。（学生時代のアルバイト等の経験を除く。）

③ 資格取得期限の変更（令和2年度特例対応の終了）

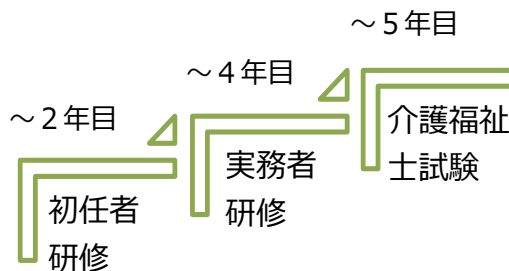
令和3年度以降の新規対象者



※令和3年度以降に新たに対象となった職員については、上記の期限までに資格取得すれば、最大5年間補助を受け続けることができる。

【参考】令和2年度までの特例対応

（新型コロナ特例）



※令和2年度までに対象となった職員については、引き続き上記の期限までに資格取得が必要。